様式５

令和　　年　　月　　日

応募資格に該当する宣誓書

(申請先)

横浜市港北区長

(申請者)

　所 　在 　地

　団 　体 　名

　代表者職氏名

当団体は、横浜市樽町地域ケアプラザの指定管理者への応募に際し、次の応募資格に該当することを宣誓します。

≪応募資格≫

１　法人又は複数の法人等が協働する共同事業体であること（構成員の一つは法人格が必要です。）

２　地域ケアプラザ条例第２条第１項第５号から第７号までに掲げる事業を行うにあたって必要とされる介護保険法（平成９年法律第123号）第41 条第１項本文、第42条の２第１項本文、第46条第１項、第54条の２第１項本文、第58条第１項又は第115条の45の３第１項の指定を受けることができると認められる者（横浜市地域ケアプラザ条例施行規則第４条）

３　次のうち、当団体の応募形式に関する事項について、該当していること

(1) 単体として応募している場合

地域ケアプラザの運営に必要な２に記載している資格を有していること

(2) 共同事業体として応募している場合

ア　地域ケアプラザの運営に必要な２に記載している資格について、当該業務を担当する構成団体のいずれかが有していること

イ　協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができること

ウ　当該共同事業体の構成団体が横浜市樽町地域ケアプラザの指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、２以上の共同事業体の構成団体として応募していないこと

(3) 中小企業等協同組合として応募している場合

ア　地域ケアプラザの運営に必要な２に記載している資格について、当該業務を担当する組合員が有していること

イ　応募時に担当組合員及び責任分担を明確に定め、「事業協同組合等構成員表」の提出が可能で　　　あること

ウ　当該中小企業等協同組合の担当組合員が横浜市樽町地域ケアプラザの指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、２以上の中小企業等協同組合の担当組合員として応募していないこと

※　介護保険法の次の規定に該当しないこと

□ 第70条第２項

□ 第78条の２第４項

□ 第79条第２項

□ 第115条の12第２項

□ 第115条の22第２項

□ 第115条の45の５第２項